

第33期東京都青少年問題協議会 第1回総会 講演
(令和5(2023)年1月23日)

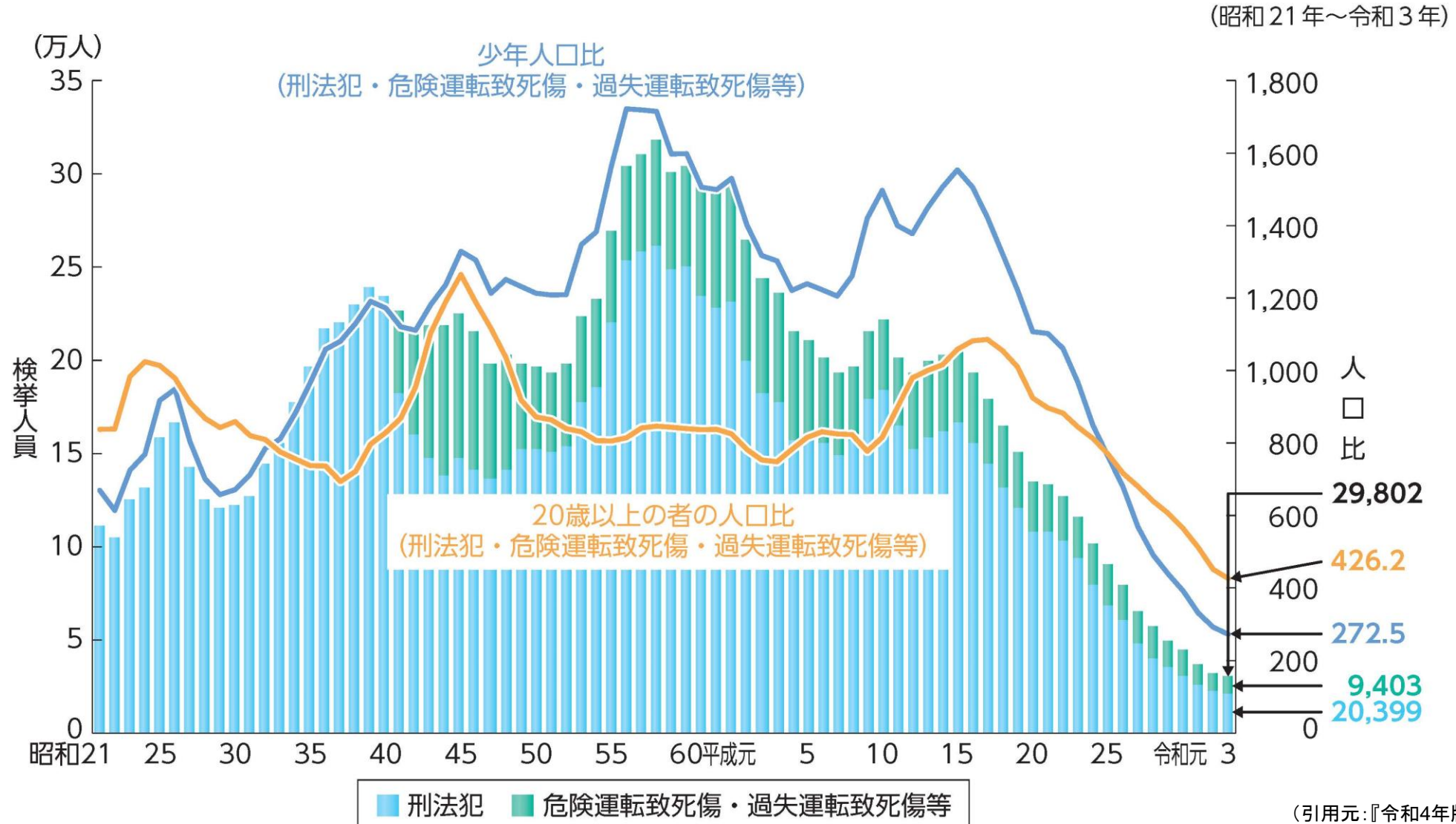
青少年を取り巻く情勢と 刑事政策・青少年政策の方向性

早稲田大学法学学術院 小西暁和

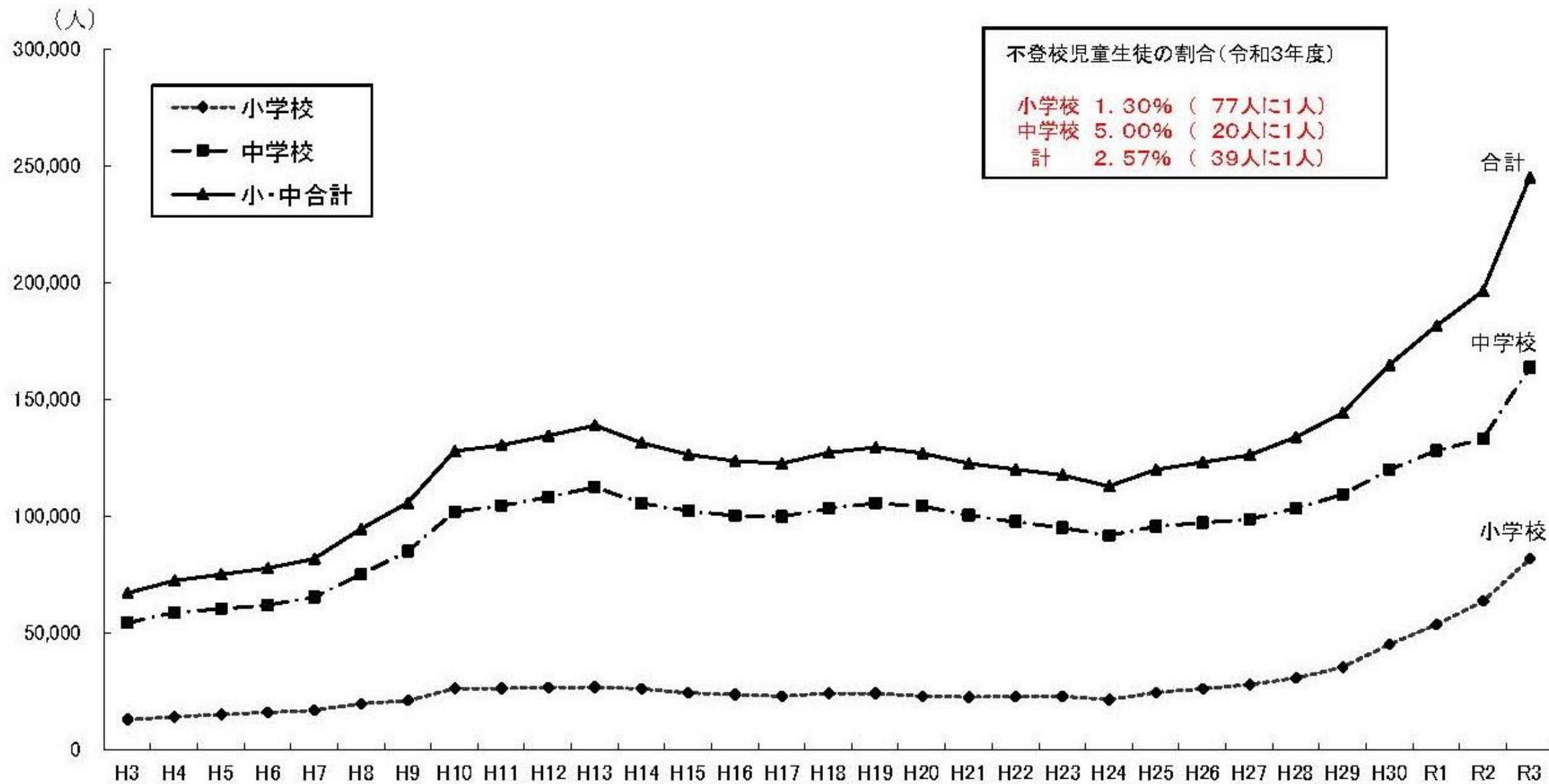
I 青少年を取り巻く情勢

1 生きづらさの表れの変化

少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

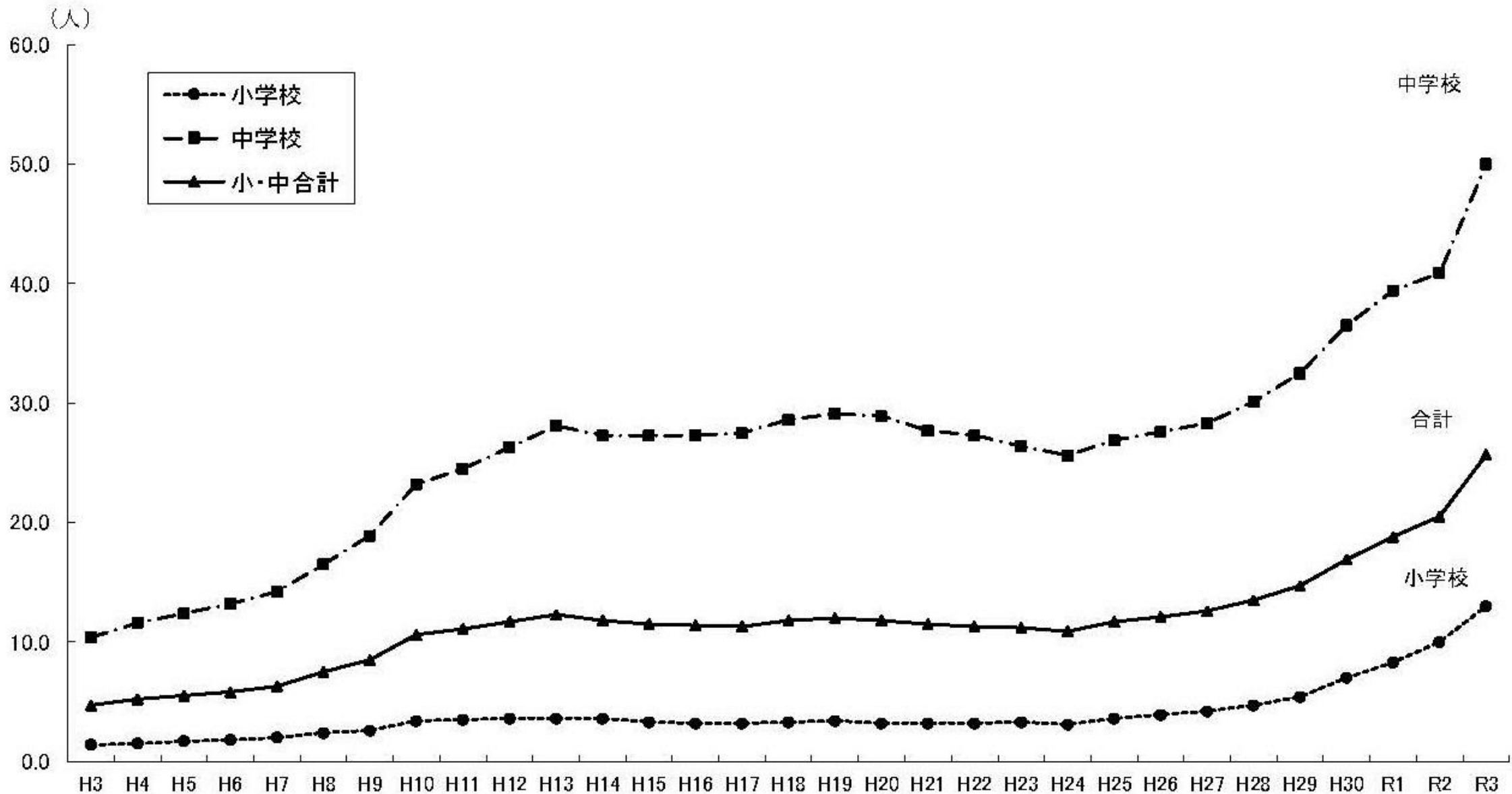


不登校児童生徒数の推移



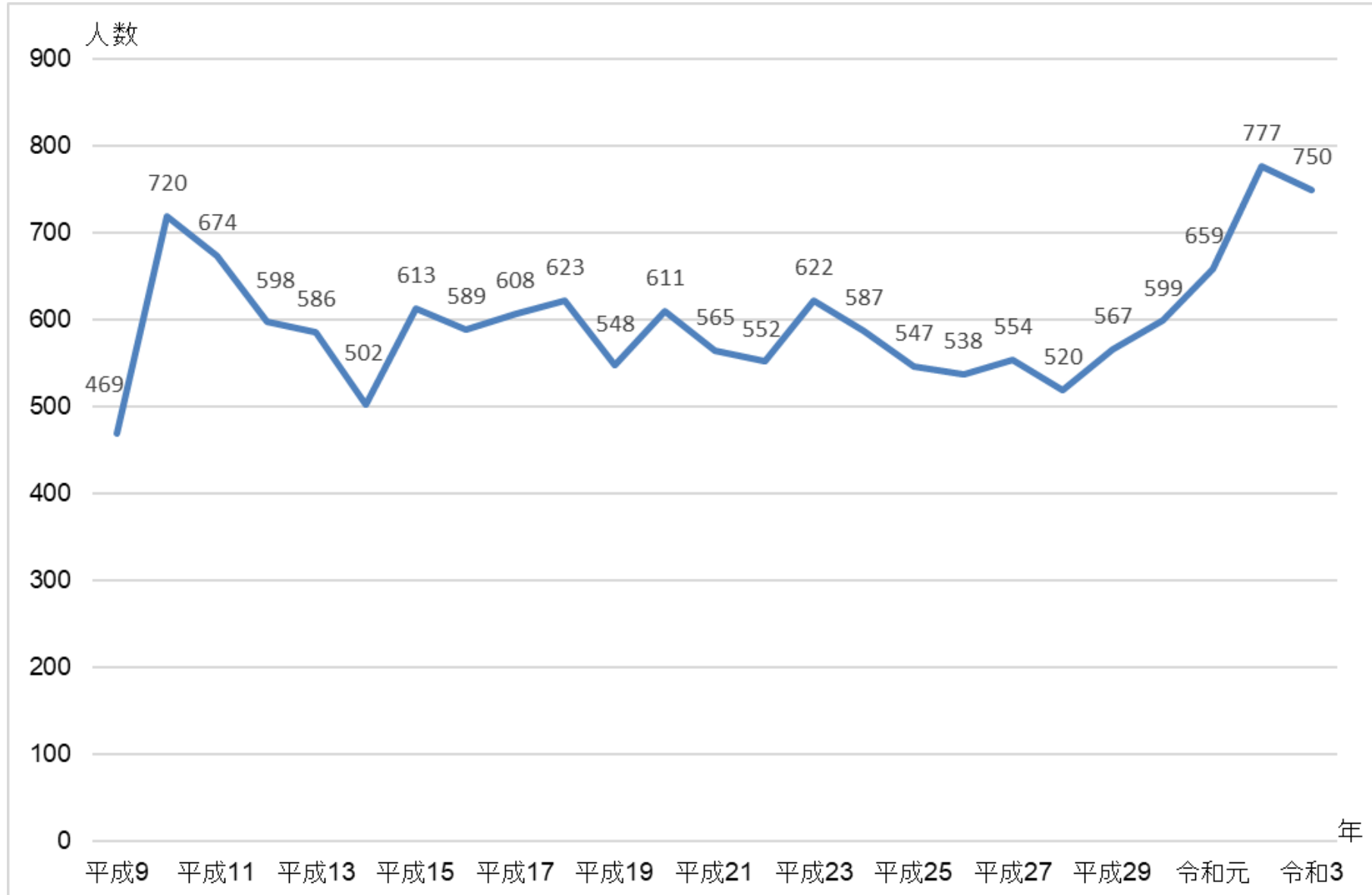
(引用元: 文部科学省「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」)

不登校児童生徒の割合(1,000人当たりの不登校児童生徒数)の推移



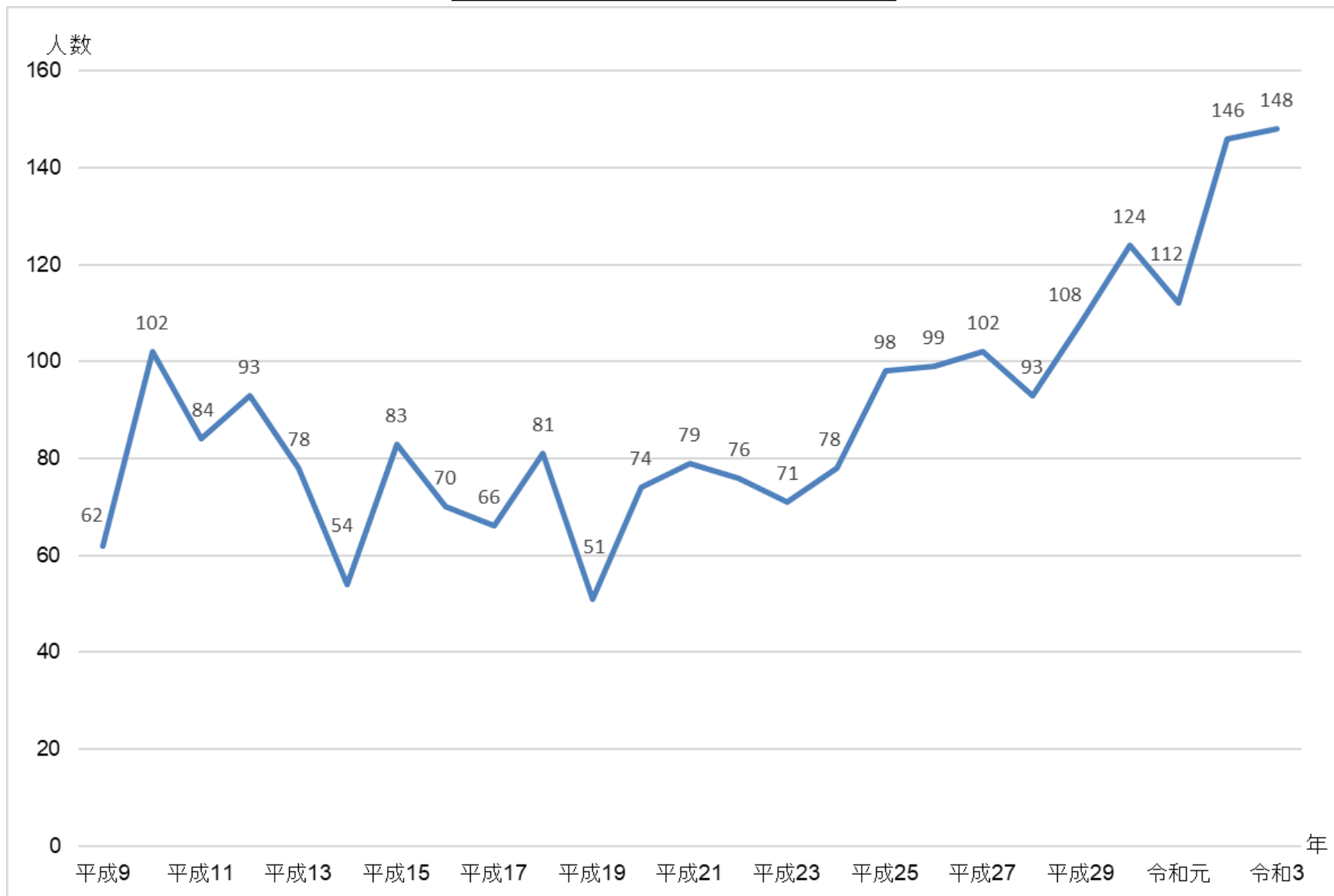
(引用元: 文部科学省「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」) 5

20歳未満の自殺者数の推移



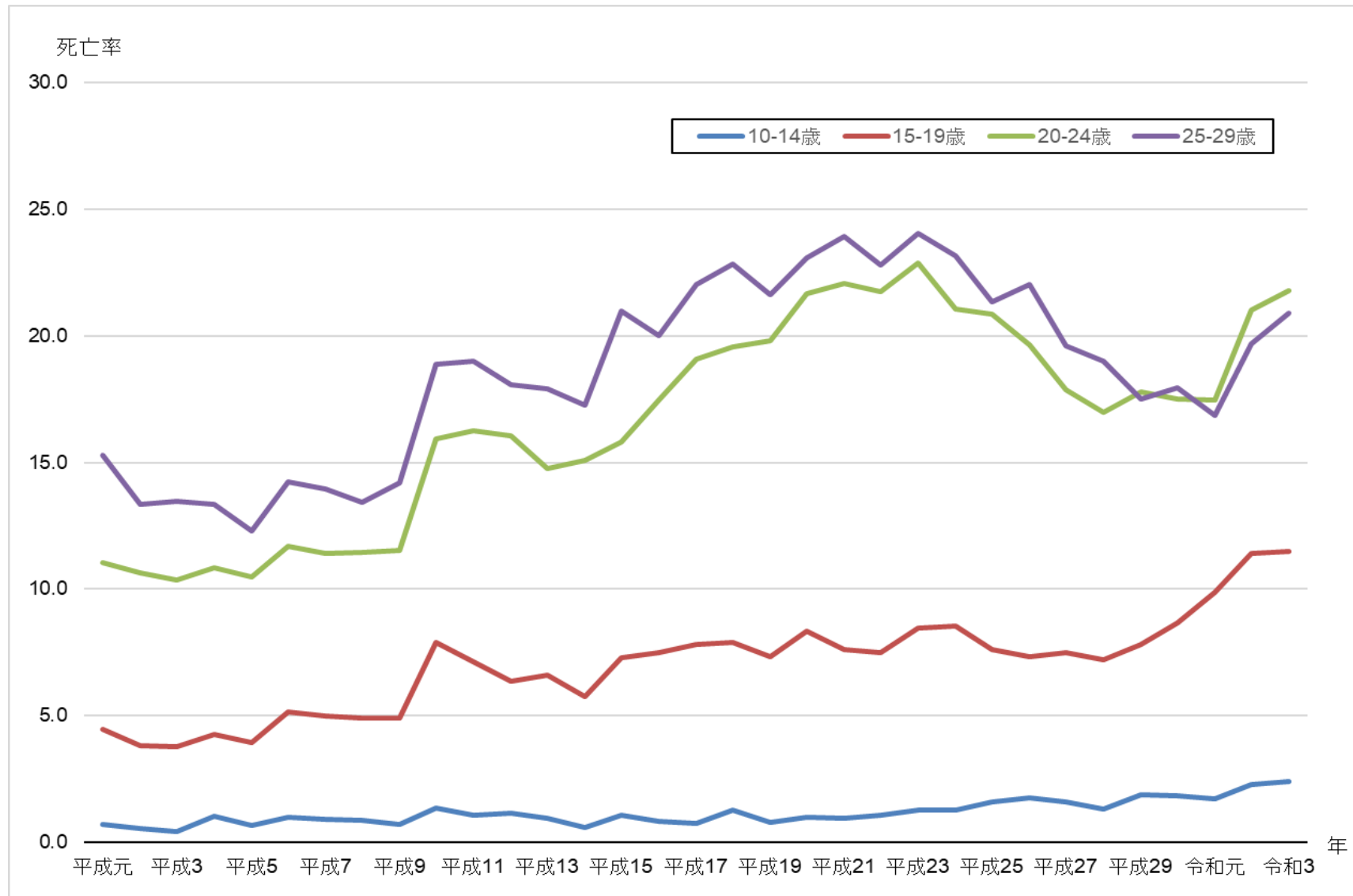
(注)警察庁「自殺統計」をもとに作成。

中学生の自殺者数の推移



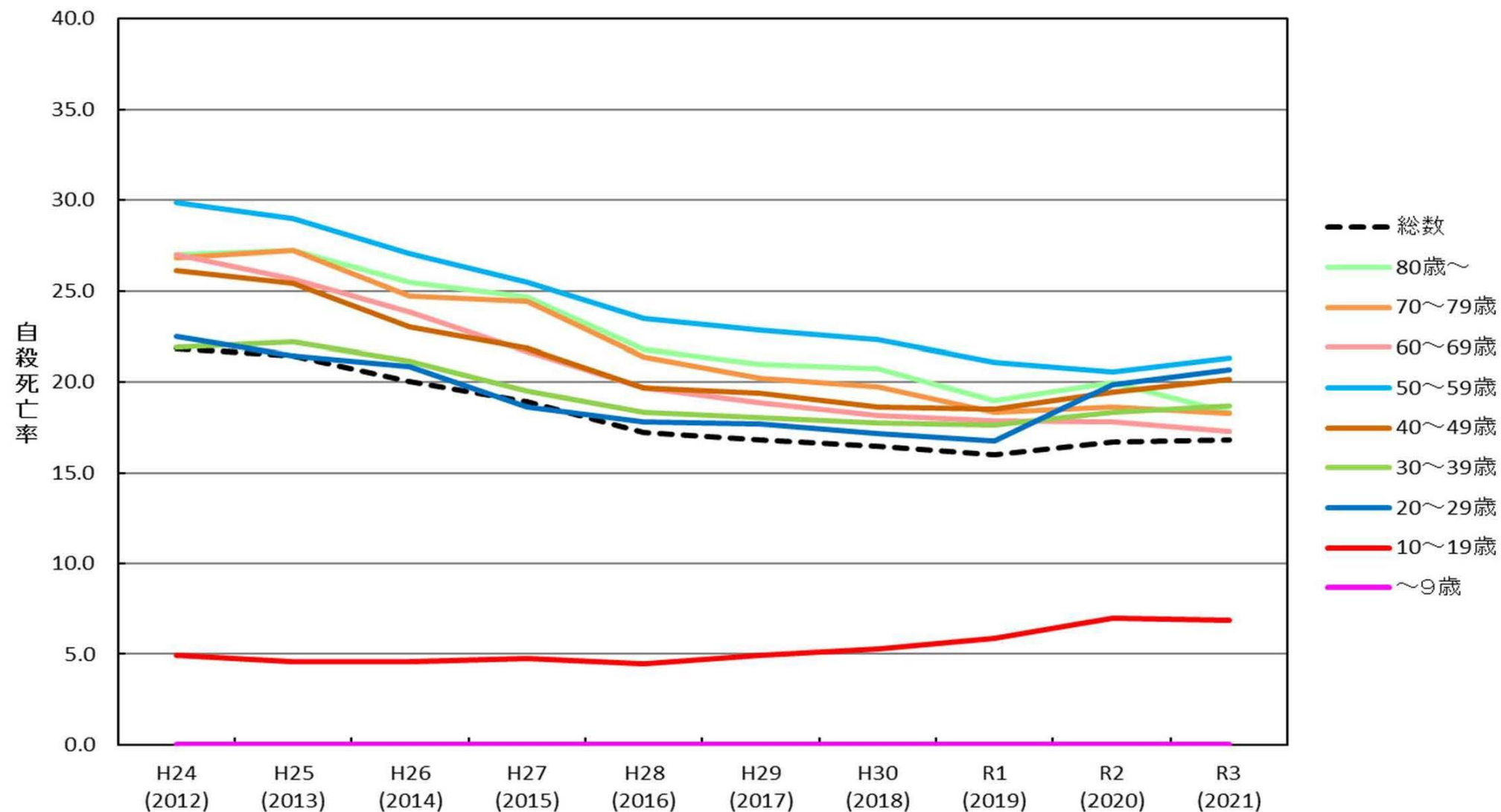
(注)警察庁「自殺統計」をもとに作成。

10-29歳の年齢階級別にみた自殺死亡率の推移



(注) 1. 厚生労働省「人口動態統計」をもとに作成。
2. 「死亡率」とは、人口10万人当たりの死亡数をいう。

年齢階級別自殺死亡率の年次推移

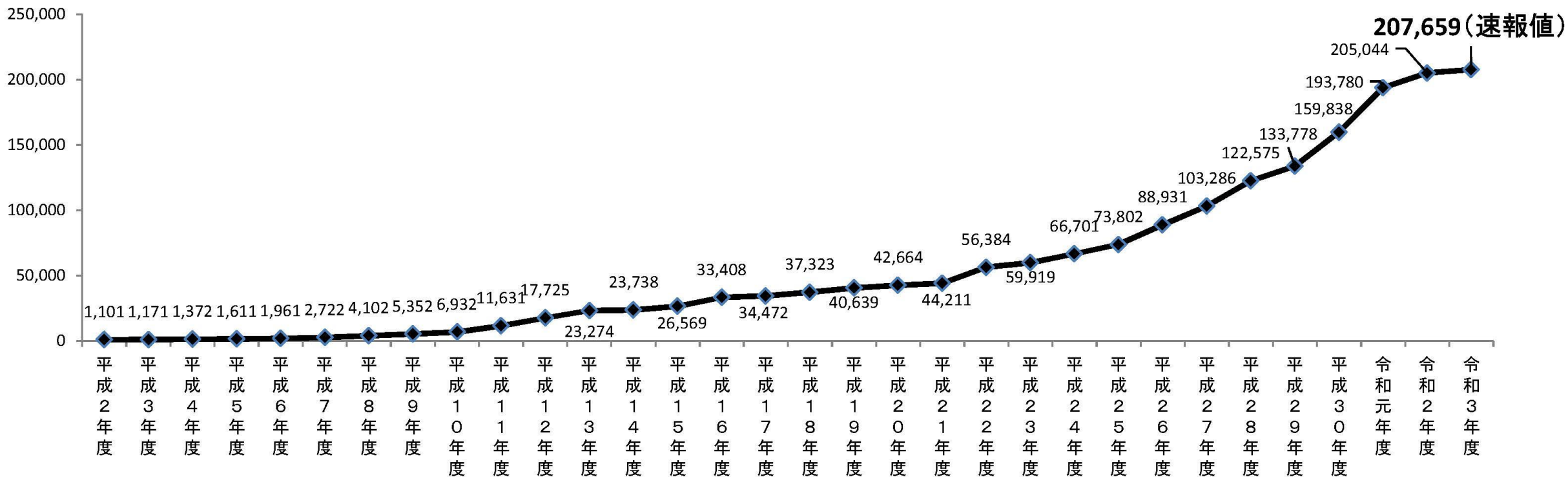


(引用元: 厚生労働省・警察庁「令和3年中における自殺の状況」)

➡ 反社会的な行動から非社会的な行動への生きづらさの表れの変化？

2 青少年が被害にあふ事案の認知件数の増加

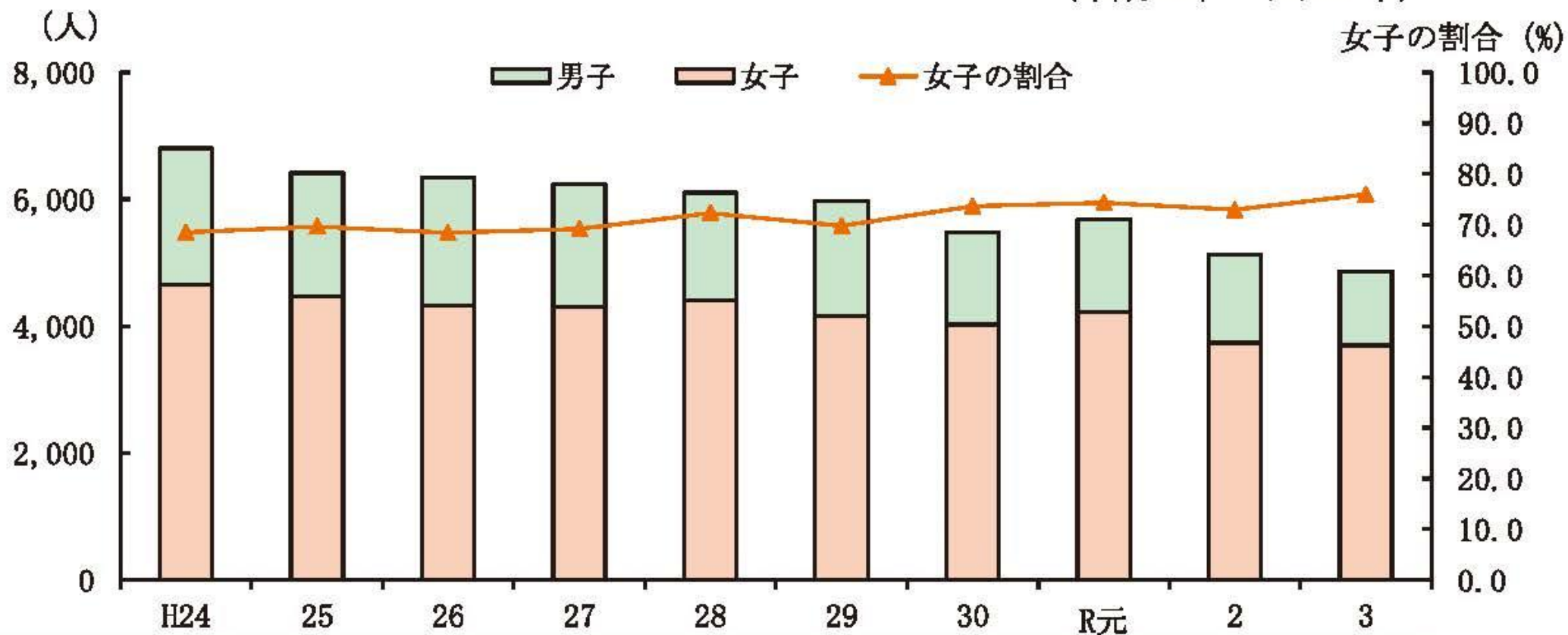
児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移



(引用元:厚生労働省「令和3年度 児童虐待相談対応件数(速報値)」)

福祉犯の被害少年の推移(男女別)

(平成24年～令和3年)



区分	年	H24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	2年	3年
総	数(人)	6,808	6,412	6,341	6,235	6,105	5,974	5,471	5,678	5,129	4,867

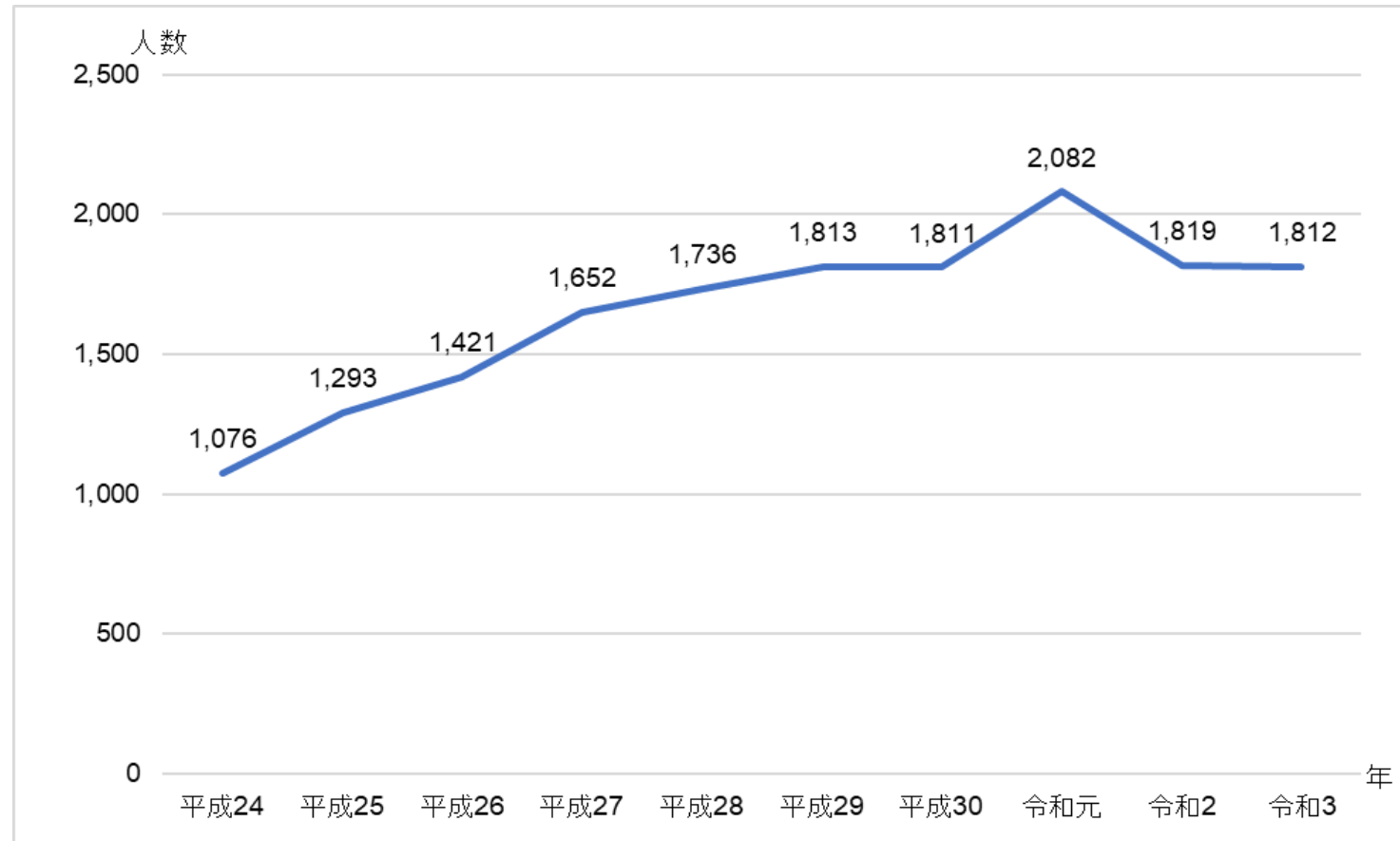
児童買春・児童ポルノ禁止法違反の被害児童数の推移

(平成24年～令和3年)

区分・学職	年	H24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	2年	3年	増減数	増減率
		児童買春事犯	総数(人)	471	462	466	518	577	645	544	562	379	408
	未就学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	小学生	1	2	3	1	5	1	0	3	5	1	▲4	▲80.0
	中学生	177	178	178	164	155	183	139	172	109	107	▲2	▲1.8
	高校生	190	225	200	272	343	379	339	348	238	274	36	15.1
	その他学生	0	2	1	1	3	1	2	0	0	0	0	-
	有職少年	12	5	12	11	10	20	13	13	5	3	▲2	▲40.0
	無職少年	91	50	72	69	61	61	51	26	22	23	1	4.5
児童ポルノ事犯	総数(人)	531	646	746	905	1,313	1,216	1,276	1,559	1,320	1,458	138	10.5
	未就学	16	12	31	31	39	36	39	51	27	36	9	33.3
	小学生	57	80	107	113	146	227	237	240	184	265	81	44.0
	中学生	200	272	284	359	698	441	437	621	464	524	60	12.9
	高校生	233	256	296	374	390	477	532	617	598	604	6	1.0
	その他学生	2	1	1	0	1	4	1	2	3	2	▲1	▲33.3
	有職少年	7	9	5	11	12	13	11	10	18	6	▲12	▲66.7
	無職少年	16	16	22	17	27	18	19	18	26	21	▲5	▲19.2

(引用元:警察庁「令和3年中における少年の補導及び保護の概況」)

SNSに起因する事犯の被害にあった18歳未満の者の数の推移



- (注) 1. 『令和4年版 子供・若者白書』をもとに作成。
2. SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)。
3. 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)。

➡ 大人と子どもとの「情報の非対称性」

→ 知識・経験のまだ多くない青少年の利用・搾取

3 法制度の変化

- 「子ども＝少年」への眼差しの変化
- 実態として未成熟であるにもかかわらず、「大人」としての扱い

- 平成30(2018)年の民法改正による成年年齢の引下げ(20歳から18歳へ)
→悪質な契約等による被害からの保護の必要性

3 法制度の変化

- 令和3(2021)年の少年法改正

- 18歳及び19歳の少年である「特定少年」に対して保護手続上及び刑事手続上の特例

- 「虞犯」規定の適用除外

- 衆議院及び参議院法務委員会「少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」

- 「18歳及び19歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階における働き掛けが有効であることに鑑み、少年非行対策及び福祉支援策における関係府省庁の連携・協議の枠組みを強化するとともに、関係諸機関、団体等と有機的に連携しつつ、適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること。」
(第204回国会衆議院法務委員会会議録第14号、第204回国会参議院法務委員会会議録第15号)

4 「心の傷」とその影響

●「逆境的小児期体験」(Adverse Childhood Experiences: ACEs)

●ACEsの項目(野坂, 2019, p. 78)

- 繰り返し、身体的な暴力を受けていた(殴られる、蹴られる など)。
- 繰り返し、心理的な暴力を受けていた(暴力的な言葉で痛めつけられる など)。
- アルコールや薬物乱用者が家族にいた。
- 母親が暴力を受けていた。
- 家庭に慢性的なうつ病の人がいたり、精神病を患っている人がいたり、自殺の危険がある人がいた。
- 両親のうち、どちらもあるいはどちらかがいなかった。
- 家族に服役中の人があった。
- 親に無視されていた。
- 親に食事や生活の世話をしてもらえなかった。
- 性的な暴力を受けていた。

4 「心の傷」とその影響

- ACEsピラミッド (Felitti et al., 1998, p. 256)

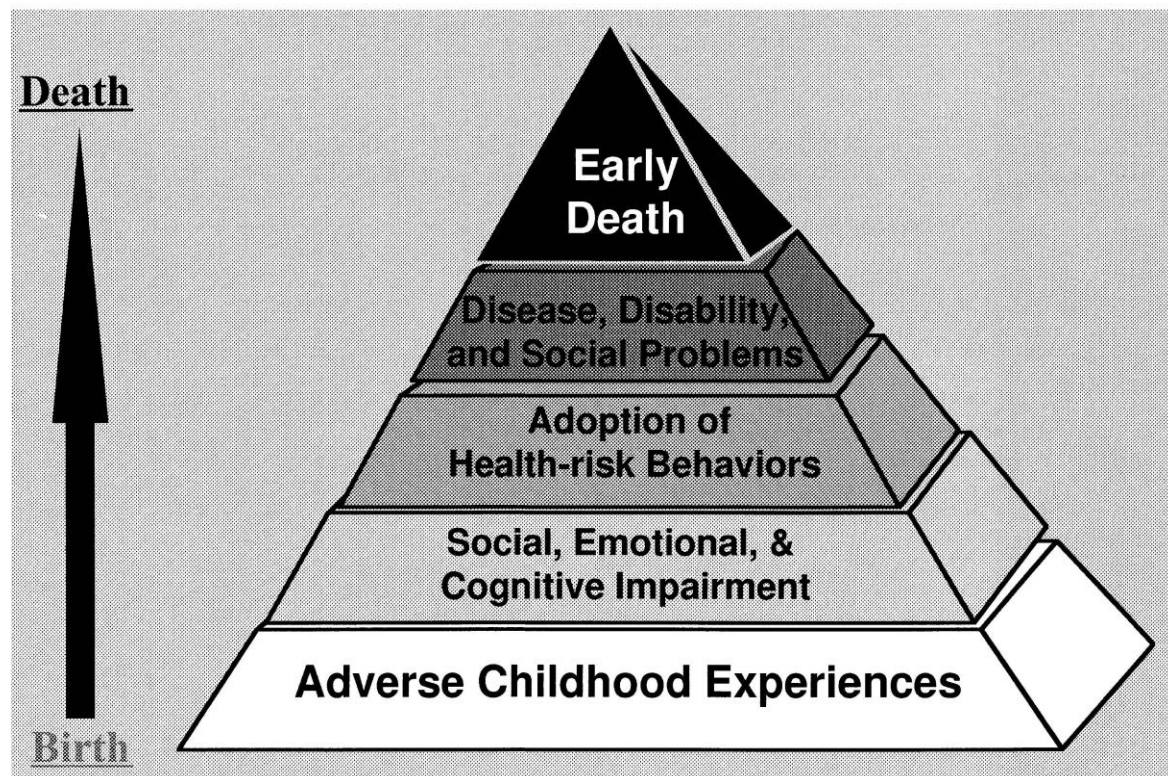


Figure 2. Potential influences throughout the lifespan of adverse childhood experiences.

4 「心の傷」とその影響

●いずれもACEsというリスク因子との相関関係の問題であって、因果関係ではない。

→保護因子が強化されれば、問題行動等との相関性は弱まり、その発現は抑制される。

➡ 早期発見、早期対応。早期の被害防止・ケアが重要

5 近時の課題

●繁華街での青少年の蝟集

→「ト一横」(新宿東宝ビル横(東京都新宿区))、「グリ下」(道頓堀のグリコ看板下(大阪市))、「ドン横」(ドン・キホーテ栄本店横(名古屋市))、「ビブ横」(横浜ビブレ横(横浜市))など

←SNSの利用

➡問題行動や犯罪被害にあう事案も

Ⅱ 刑事政策・青少年政策の方向性

1 青少年がなぜ繁華街に集まるのか

●「第三の居場所(サードプレイス)」(third place)論 (Oldenburg, 1989)

→サードプレイスの特徴:

①「中立の領域」、②「人を平等にするもの」、③「会話がおもな活動」、④「利用しやすさと便宜」、⑤「常連」、⑥「目立たない存在」、⑦「その雰囲気には遊び心がある」、⑧「もう一つのわが家」

→個人が受ける恩恵:

①「目新しさ」、②「人生観」、③「心の強壮剤」、④「ひとまとまりの友人たち」

1 青少年がなぜ繁華街に集まるのか

●家庭にも、学校にも、居場所がない子ども・若者

➡「第三の居場所(サードプレイス)」が必要

➡ただ、繁華街などでは、犯罪企図者が接触を積極的に試みてくる。

1 青少年がなぜ繁華街に集まるのか

●居場所感とインターネット空間

■内閣府「『子供・若者総合調査』の実施に向けた調査研究 報告書」(令和4年)

- 「インターネット空間」も「居場所」として認識している子どもが約7割
- 「家庭」・「学校」・「地域」が「居場所」になっていないと回答した子どもは、自己肯定感に関して、「今の自分が好きだ」という回答も、「今、自分が幸せだと思う」という回答も、いずれの割合も低い。
- これに対して、「自分は役に立たないと強く感じる」という回答の割合が高くなっている。
- 一方で、「自分の部屋」・「インターネット空間」を「居場所」として認識しているか否かは、これらの質問への回答に差異がなかった。

2 犯罪学の知見

➡ 対策において参考になるのが、環境犯罪学・状況的犯罪予防論の知見

● 日常活動理論 (routine activity theory) (Felson, 2002)

- ① 動機付けられた犯行者の供給
- ② 適当な標的あるいは有望な被害者の供給
- ③ 監視できる者 (有能な監視者) の不在

→ これらの要因が揃うことによって犯罪が起こる。

● サイバー空間における犯罪に関しても日常活動理論の有用性 (Grabosky, 2001; Grabosky, 2007)

2 犯罪学の知見

- 「環境設計を通じた犯罪予防(防犯環境設計)」(Crime Prevention Through Environmental Design: CPTED)

→犯罪企図者に対して、

- ① 被害対象の強化・回避
- ② 接近の制御
- ③ 監視性の確保
- ④ 領域性の強化

➡ 「被害者」、「加害者」、「場所(環境)」へのアプローチの重要性

3 青少年政策において重要な視点

第2期の「東京都子供・若者計画」(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

➡「計画のポイント」としての3つの視点

第1の視点として、「一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する視点」

第2の視点として、「子供・若者の状況に応じて支援する視点」

第3の視点として、「子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点」

3 青少年政策において重要な視点

(1) 一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する視点

「支援に当たっては、当事者である子供・若者の目線に立ち、意見を尊重し、支援に反映させていく姿勢が重要」

➡ 親のような世代の視点からではなく、同世代の目線で

●「ピアサポート」(peer support) : 当事者が互いを支え合う活動

→ 不安・孤独感の軽減(仲間の存在)、有益な情報の獲得(実体験に基づく知識・ノウハウのアドバイス)、ロールモデルの役割(生き方の手本・指針)

● 中高生等にとってはやや上の年齢の若者(「ちょっと先輩」・「年上のきょうだい」のような存在)との間の「ナナメの関係」(ex. BBS会)

◆ 分化的接触理論(differential association theory) (Sutherland, 1939)

3 青少年政策において重要な視点

(2) 子供・若者の状況に応じて支援する視点

「子供・若者のライフステージを見通した切れ目のない支援と、本人だけでなく、家族も含めた支援が必要」

■➡ 問題行動の背後にあり得るトラウマ(「心の傷」)を理解した青少年施策の必要性

● 「トラウマ・インフォームド・ケア」(trauma-informed care)

3 青少年政策において重要な視点

(3) 子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点

「複合的な課題に対応するため、関係機関等の連携を促進し、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことが重要」

➡ 児童福祉、教育、少年警察活動、若年被害女性への支援活動などとの幅広い連携

- 令和4(2022)年の少年警察活動規則の改正

→「特定少年」に関する補導・支援

- 令和4年の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定

→「民間の団体との協働による支援」(同法13条)

→民間の団体によるアウトリーチ型の支援の意義

参考文献

- 野坂祐子(2019)『トラウマインフォームドケア—“問題行動”を捉えなおす援助の視点』日本評論社
- Felitti, V. J., Anda, R. F., Nordenberg D., Williamson, D. F., Spitz, A. M., Edwards, V., Koss, M. P., & Marks, J. S. (1998). Relationship of childhood abuse and household dysfunction to many of the leading causes of death in adults: The adverse childhood experiences (ACE) study. *American Journal of Preventive Medicine*, 14 (4), 245-258.
- Felson, M. (2002). *Crime and everyday life* (3rd ed.). Thousand Oaks, California: Sage.[マーカス・フェルソン／守山正監訳(2005)『日常生活の犯罪学』日本評論社]
- Grabosky, P. N., (2001). Virtual criminality: Old wine in new bottles? *Social and Legal Studies*, 10 (2), 243-249.
- Grabosky, P. N., (2007). *Electronic crime*. Upper Saddle River, New Jersey: Pearson Prentice Hall.
- Oldenburg, R. (1989). *The great good place: Cafés, coffee shops, bookstores, bars, hair salons and other hangouts at the heart of a community*. Cambridge, Massachusetts: Da Capo Press.[レイ・オルデンバーグ／忠平美幸訳(2013)『サードプレイス—コミュニティの核になる「とびきり居心地よい場所」』みすず書房]
- Sutherland, E. H. (1939). *Principles of criminology* (3rd ed.). Chicago, Illinois: J. B. Lippincott.

ご清聴ありがとうございました。